

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦 2026年12月末

令和5年2月
第3号
税理士専門官

税理士専門官だより

にせ税理士防止月間 《 R5.2.16～R5.3.15 》

確定申告期（2月16日から3月15日まで）は、「にせ税理士」が顕在化することから、「にせ税理士防止月間」と位置付けています。今回は「にせ税理士」を把握した端緒例を紹介します。

『にせ税理士』とは？

税理士法第52条（税理士業務の制限）には、税理士等※でない者は、税理士業務（確定申告書の作成、調査等の立会い及び具体的な税務相談等）を行ってはならない旨規定されています。

例えば、司法書士、行政書士、社会保険労務士等の有資格者、税理士事務所職員、記帳代行等の会計業務を行う記帳代行業者であっても、税理士等ではないため、有償・無償を問わず、自らの判断で申告書等を作成することは出来ません。

税理士等でないにもかかわらず、税理士業務を行っている者などを、「にせ税理士」と呼んでいます。

特に悪質な者については、税理士法第52条違反として、司法当局へ告発した事例があります。

※ 税理士等とは、税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人をいいます。

「にせ税理士」を把握した端緒例

確定申告期

窓口事務・郵送開封事務

- 窓口に税理士等の署名がない複数の申告書を提出してきた。
- 確定申告書が郵送で提出されたが、同封されていた返信用封筒の宛先が納税者本人ではない第三者となっていた。
⇒ 返信先が本人や税理士等でない場合は、なりすまし防止等の観点から、納税者本人に返信先との関係を確認することとなっています。



- 税理士等でない者が、複数人の申告書を窓口に提出してきた時は、本人確認をお願いします。
- 郵送提出の返信先が納税者本人や税理士等でない時は、返信先が誰であるか、納税者本人に電話等で確認をお願いします。



通常期

内部事務・調査滞納整理事務

- 提出された確定申告書に簡易な誤りが認められ、税理士等の署名がなかったことから納税者本人に問い合わせたところ、税理士等でない者に申告書の作成を依頼している事実を把握した。
- 調査等で納税地に臨場したところ、納税者の使用人でない第三者が調査に立ち会おうとした。

※ 調査等においては、自身の身分証を提示するとともに、税理士証票の確認を励行しましょう。

税理士法第32条（税理士証票の提示） 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、…税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。



「にせ税理士」と疑われる者を特定し、納税者から、「申告書等の作成・調査の立ち会いを依頼することとなった経緯」等を聴取りし、調査経過記録書（面接メモ）等と併せて、「税理士等情報せん」の作成をお願いします。

税理士等情報せんの作成

確認した者が「にせ税理士」の疑いがあった場合は、直ちに「税理士等情報せん」の作成をお願いします。

※ 税理士等情報せんの作成については、こちら 税理士専門官だより（第1号）

- 情報せんの活用

情報せんを基に、にせ税理士が何件の税務書類を作成しているか、端緒となった情報を基に検討し（

など）、税理士事務担当者（局税理士専門官、署総務課長補佐、署総務係長）が税理士法上の調査を行います。

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦 2026年12月末

税理士専門官だより

令和5年3月
第4号
税理士専門官

退職した税務職員に対する税理士業務の制限

私たち税務職員が退職して税理士となり税理士業務を行う場合には、離職後1年間の業務の制限がありますので、注意が必要です。

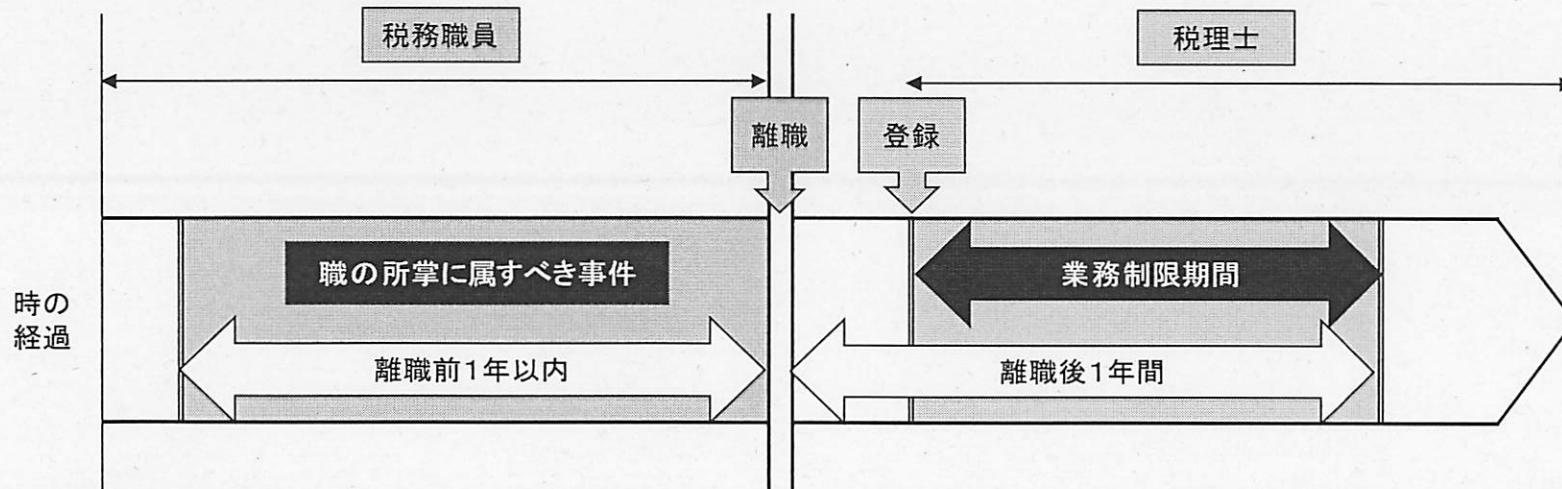
『業務の制限』とは？

退職した税務職員が税理士となった場合には、

離職後1年間は、離職前1年内の職の所掌に属すべき事件（注）について、
税理士業務（①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談）
を行ってはならない

とされています。（税理士法第42条）

再任用職員においては、「離職（退職時）」を「再任用終了時」として判断します。



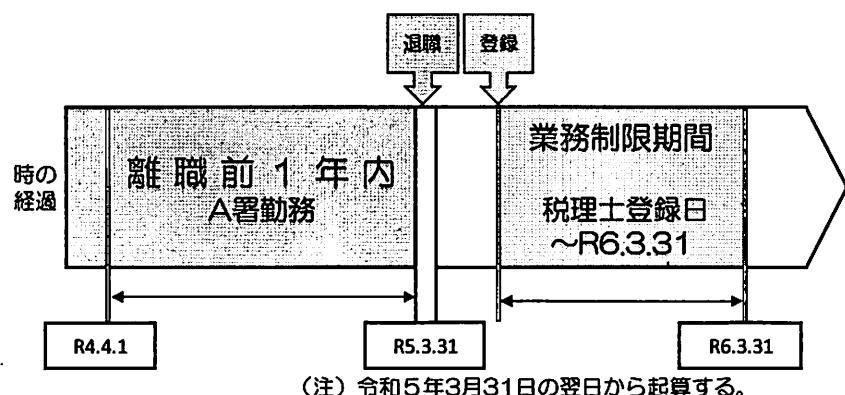
(注) 『職の所掌に属すべき事件』とは?

事務分掌規則等の定めるところにより判断します。具体的には、特定の調査、徴収、審理事務等を実施する、又は実施するか否かといった選定に係る判断、指示、決定等を行う対象となり得る納税者に係る案件をいいます。ここでは、以下「調査等案件」といいます。

税理士業務の制限対象と期間

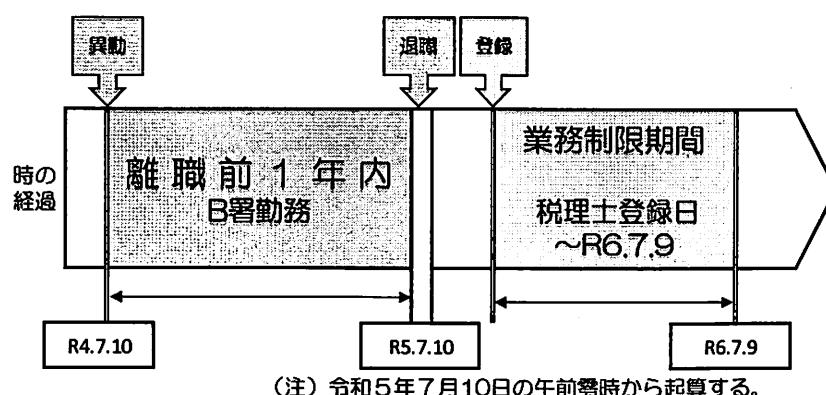
【令和5年3月31日に定年退職する職員の場合】

A署個人課税部門の上席国税調査官で定年退職
(令和4年7月異動なし)
対象: A署において自己が担当した納税者に係る調査等案件
⇒直接担当した事案だけでなく、指導事案、支援事案、
部門連携等で参画した事案を含みます。



【令和5年7月10日付で辞職する職員の場合】

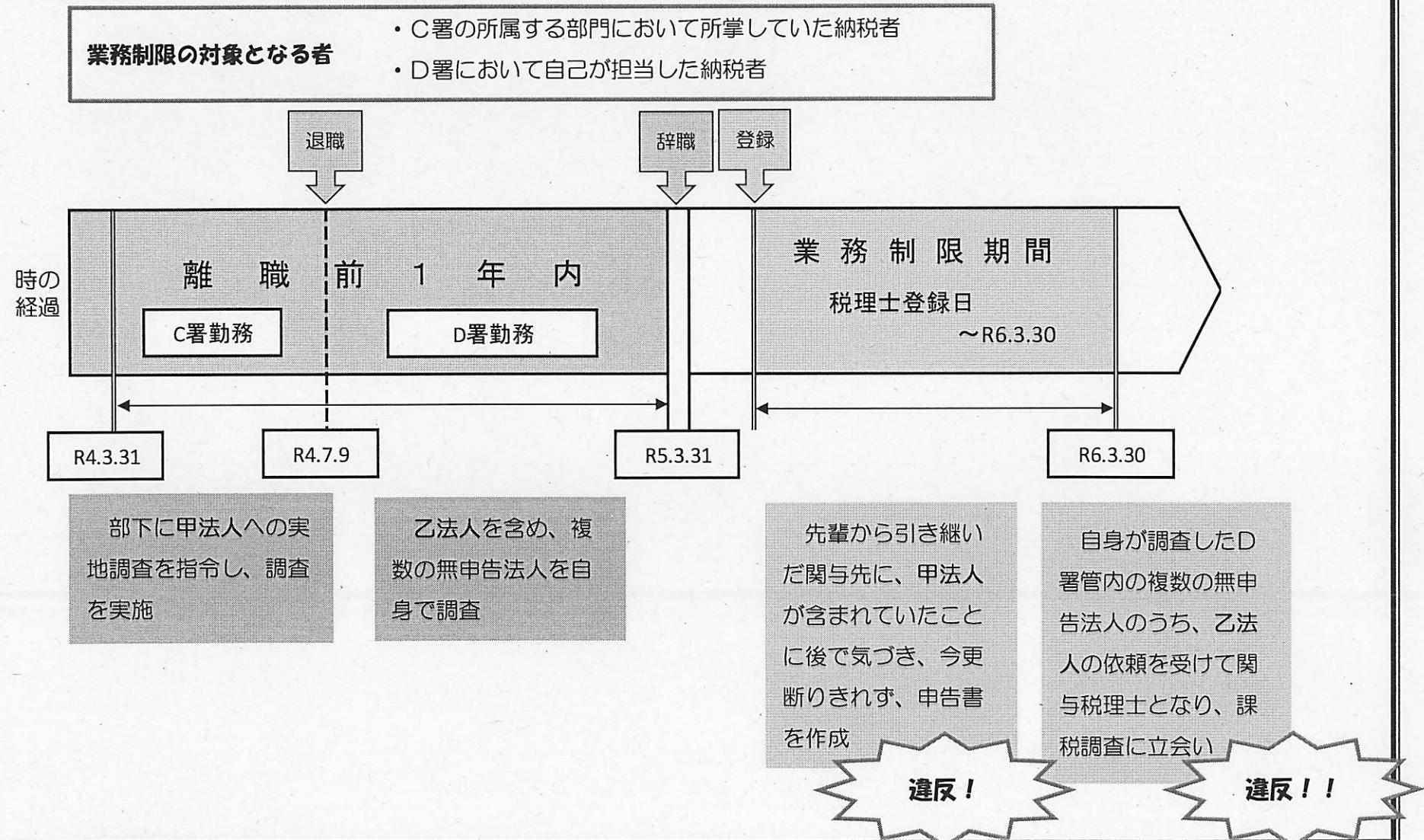
B署法人課税部門の統括国税調査官で辞職
(令和4年7月、C署法人統括官から異動)
対象: B署の所属する部門で所掌する納税者に係る調査等案件
⇒調査等を実施した法人だけでなく、部門の所掌法人が
対象となります。



違反行為の具体例

D署法人課税部門の上席国税調査官（再任用）が令和5年3月31日付で辞職したケース

（令和4年7月、C署法人統括官で定年退職。その後、再任用としてD署勤務）



税理士法第42条の趣旨

税務職員出身の税理士が、退職時の地位縁故を利用して不当に業務の拡張を図るということがあると、税務官公署在職中における公務の執行について、それが正当に行われていたとしても、社会一般から無用の疑惑を持たれかねません。

このため、国税OB税理士が、在職中の地位を利用して顧客等の開拓を図ることを防止するという趣旨で、税理士法第42条が設けられています。

※ 退職時の税務署の管内で開業すると、無用な疑惑を持たれかねないことから、開業時には事務所の設置場所にも配意する必要があります。

- ※ 税理士法第42条違反の行為は、たとえ1件であっても、懲戒処分の対象となります。
この規定に違反した場合の懲戒処分は、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止となります。
なお、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合もあります。

《参考》

税務職員が離職後、税理士登録をした場合、税務行政庁在職時の具体的役職名を表示した広告はしてはならないことになっています。(具体的役職名とは、管轄地域名を冠した官公署名と役職名の併記をいいます。)

例) 元〇〇税務署長 → × 、元税務署長 → ○

- ※ 詳しくは、**国税庁総務課情報第2号「退職職員に対する税理士業務の制限について」**をご覧ください。

(共通ライブラリ>通達・情報>総務部・総務課>種別:09情報>分類:すべての分類>【総・総・税】庁総務課情報)

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦 2026年12月末

税理士専門官だより

令和5年6月
第5号
税理士専門官

「税理士事務功績者」への表彰

先般、税理士の懲戒処分等の端緒となるなど、顕著な功績を挙げた皆様が、功績者局長表彰（税理士事務）を受彰されました。

令和4年度 受彰者等の紹介

（※局署順）

【細川 洋平さん】 総務部 業務センター甲府分室（収集時所属：小田原署）

所得税調査において、

を把握！

所得税調査において、

直ちに「税理士等情報せん」を作成。税理士法調査によって、

による税理士法違反事件として司法当局へ告発！

【北岡 光洋さん】 課税第二部 資料調査第一課（収集時所属：江戸川北署）

法人税調査において、

を把握！

法人税調査において、

とともに、直ちに「税理士等情報せん」を作成。税理士

法調査によって、

による税理士法違反事件として司法当局へ告発！

【矢場 朋子さん】 神田署 法人課税第12部門

法人税調査において、税理士が

ことを把握！

法人税調査において、税理士が

速やかに「税理士等情報せん」を作成。税理士法調査によって、税理士を懲戒処分！

【加藤 貴弘さん】 向島署 総務課（収集時所属：大月署）

総務課事務において、

ことを把握！

総務課事務において、

速やかに

局税理士専門官へ情報提供。税理士法調査によって、

による税理士法違反事件として司法当局へ告発！

【村尾 晃正さん】 向島署 法人課税第1部門（収集時所属：足立署）

保留原符解明事務において、

ことを把握！

保留原符解明事務において、

直ちに「税理士等情報せ

ん」を作成。税理士法調査によって、税理士を懲戒処分！

引き続き、「税理士等情報せん」の積極的な作成をお願いします！



これで君も
税理士法マスター！

税理士専門官だより

令和5年6月
特別号

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2026年12月末

令和4年度税制改正により、税理士業務のICT化が努力義務になるなど、税理士法が大幅に改正されたことは昨年御紹介したとおりです。

→ 令和4年5月特別号

今回はそのうち、本年4月1日に施行された改正内容で、特に職員の皆様に知っておいていただきたいものを改めて御紹介します！！

その1

懲戒逃れをする税理士への対応(法48、55②等)

- 元税理士に対する調査規定及び懲戒処分相当であったことを決定することができる旨の規定の創設
- 税理士法懲戒処分等について10年の除斥期間創設
※いずれも令和5年4月1日以後に行われた税理士法違反行為に適用

業務廃止しても逃げられないのか…。
(ガックリ)



懲戒逃れは許さない！

国税職員

決定！



その2

事務所設置規定の見直し
(通達40-1、40-2、41の2-1等)

- 複数設置が禁止されている「事務所」の該当性基準を外部に対する表示のみとし、物理的事実(ex.応接設備や使用人の有無)を用いないことへの変更
- テレワークなど税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保のための措置

税理士事務所



テレワーク中のA事務員の業務状況を事務所のシステムのログで確認しよう！

A事務員

その3

税理士試験の受験資格の見直し(法5)

- 会計学科目(簿記論・財務諸表論)の受験資格が不要
- 税法科目の受験資格のうち、学識による受験資格の履修科目要件が「社会科学に属する科目」に緩和

よし！高校生の間に会計学科目に挑戦だ！



- ふだん、皆様にはなじみの薄いと思われる税理士法ですが、少し御興味を持つていただけましたでしょうか。
- 「もっと知りたい！」と思われた方は → 国税庁ホームページ「税理士制度のQ&A」も併せて御覧ください。
- また、令和6年4月1日以降、課税・徴収部門の方が触れることが多いと思われる「税務代理権限証書」が改訂され、「税務代理権限証書に記載した税務代理の委任が終了した旨の通知書」という新規の様式も適用されます。
- そのほか、法33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税の様式制定もありますので、参考としてください。



「税理士等情報せん」の
積極的な作成をお願い
します！

税理士専門官からのメッセージ

《改定後の様式》

付 印		税務代理権限証書		※捺印番号	
令和 年 月 日	税理士 又は 税理士法人	氏名又は名称 事務所の名称 及び所在地	電話() -		
		所附属税理士会等	税理士会	支部	
		登録番号等	第	号	
<p>上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 過半分に 関する 税務代理</p> <p>下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の半分等より前の半分等(以下「過半分」といいます。)についても税務代理を委任します(過半分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます)。【委任する場合は□にレ印を記載してください】</p> <p><input type="checkbox"/> 調査の通知・ 終了の際の 手続に関する 同意</p> <p>上記の代理人に税務代理を委任した事項(過半分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。)に関して調査が行われる場合には、私(当社人)への下記の通知又は説明等は、私(当社人)に代えて当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください】</p> <p><input type="checkbox"/> 調査の通知</p> <p><input type="checkbox"/> 調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知</p> <p><input type="checkbox"/> 調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等(当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明、書面の交付を含む。)</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め</p> <p>上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、当該代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください】</p> <p><input type="checkbox"/> 依頼者</p> <p>氏名又は名称 住所又は事務所の所在地</p> <p>電話() -</p>					
1 税務代理の対象に関する事項					
<p>税目</p> <p>(該当する税目にレ印を記載してください。)</p> <p>所得税(復興特別所得税を含む) ※甲傍に係るもの</p> <p>法人税 復興特別法人税・ 地方法人税を含む</p> <p>消費税及び 地方消費税(譲渡割)</p> <p>所得税(復興特別所得税を含む) ※源泉徴収に係るもの</p>					
<p>半分等</p> <p>平成・令和 年分</p> <p>自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日</p> <p>自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日</p> <p>自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 (法定納期限到来分)</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p>					
2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項					
3 その他の事項					
<p>委任状</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>上記の_____を代理人と定め、_____について、委任します。</p> <p>依頼者: _____ (住所又は事務所の所在地は、上記税務代理権限証書に記載のとおり)</p> <p>※事務処理欄 部門: _____ 職種: _____ 他部門等固付: . . . () 部門</p>					

《新規の様式》

付 印		税務代理権限証書に記載した税務代理の 委任が終了した旨の通知書		※捺印番号																					
令和 年 月 日	税理士 又は 税理士法人	氏名又は名称 事務所の名称 及び所在地	電話() -																						
		所附属税理士会等	税理士会	支部																					
		登録番号等	第	号																					
<p>平成・令和 年 月 日(e-Tax受付番号:)に提出した「税務代理権限証書」に記載した税務代理については、令和 年 月 日に委任が終了した旨を通知します。</p> <p><input type="checkbox"/> 過半分に 関する 税務代理</p> <p>上記の「税務代理権限証書」に記載した各税目に関する半分に加えて、当該「税務代理権限証書」の「過半分に関する税務代理」欄の□にレ印がある場合における当該過半分の各税目に関する税務代理についても、委任が終了した旨を通知します。【通知する場合は□にレ印を記載してください】</p> <p><input type="checkbox"/> 依頼者で あったもの</p> <p>氏名又は名称 住所又は事務所の所在地</p> <p>電話() -</p>																									
<p>参考(任意) 上記の「税務代理権限証書」に記載した事項</p> <table border="1"> <tr> <td>過半分に関する税務代理</td> <td>有<input type="checkbox"/></td> <td>無<input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>調査の通知</td> <td>有<input type="checkbox"/></td> <td>無<input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知</td> <td>有<input type="checkbox"/></td> <td>無<input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等(当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明、書面の交付を含む。)</td> <td>有<input type="checkbox"/></td> <td>無<input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め</td> <td>有<input type="checkbox"/></td> <td>無<input type="checkbox"/></td> </tr> </table>						過半分に関する税務代理	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	調査の通知	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等(当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明、書面の交付を含む。)	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>					
過半分に関する税務代理	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>																							
調査の通知	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>																							
調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>																							
調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等(当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明、書面の交付を含む。)	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>																							
代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>																							
<p>1 税務代理の対象に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>税目</td> <td>年分等</td> </tr> <tr> <td>(該当する税目にレ印を記載してください。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得税(復興特別所得税を含む)</td> <td>平成・令和 年分</td> </tr> <tr> <td>※甲傍に係るもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税 復興特別法人税・ 地方法人税を含む</td> <td>自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>消費税及び 地方消費税(譲渡割)</td> <td>自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>所得税(復興特別所得税を含む) ※源泉徴収に係るもの</td> <td>自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 (法定納期限到来分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□</td> </tr> </table>						税目	年分等	(該当する税目にレ印を記載してください。)		所得税(復興特別所得税を含む)	平成・令和 年分	※甲傍に係るもの		法人税 復興特別法人税・ 地方法人税を含む	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	消費税及び 地方消費税(譲渡割)	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	所得税(復興特別所得税を含む) ※源泉徴収に係るもの	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 (法定納期限到来分)		□		□		□
税目	年分等																								
(該当する税目にレ印を記載してください。)																									
所得税(復興特別所得税を含む)	平成・令和 年分																								
※甲傍に係るもの																									
法人税 復興特別法人税・ 地方法人税を含む	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日																								
消費税及び 地方消費税(譲渡割)	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日																								
所得税(復興特別所得税を含む) ※源泉徴収に係るもの	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 (法定納期限到来分)																								
	□																								
	□																								
	□																								
<p>2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項</p>																									
<p>3 その他の事項</p>																									
<p>委任状に記載した委任が終了した旨の通知書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>合和 年 月 日(e-Tax受付番号:)に提出した「委任状」に記載した委任については、 令和 年 月 日に終了した旨を通知します。</p> <p>氏名又は名称: (住所又は事務所の所在地は、上記「税務代理権限証書」に記載した税務代理の委任が終了した旨の通知書)に記載のとおり)</p> <p>参考(任意) 上記の「委任状」に記載した事項</p> <table border="1"> <tr> <td>委任事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※事務処理欄 部門: _____ 職種: _____ 他部門等固付: . . . () 部門</td> <td></td> </tr> </table>						委任事項		※事務処理欄 部門: _____ 職種: _____ 他部門等固付: . . . () 部門																	
委任事項																									
※事務処理欄 部門: _____ 職種: _____ 他部門等固付: . . . () 部門																									

«名称変更の様式»

税 申告書(年分・年月日 事業年度分・)に係る

付印

申告書の作成に関する計算事項等記載書面

33の2①

年 月 日 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話() -
書面作成に 係る税理士	氏 名	
	事務所の所在地	電話() -
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出	有() · 無	
依頼者	氏名又は名称	
	住所又は事務所 の 所 在 地	電話() -

私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。

1 提示を受けた帳簿書類に関する事項

帳簿書類(申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。)の名称	左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称

2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項

帳 簿 書 類 の 名 称	作成記入の基礎となった書類等

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・	・	・	・

(1/4)

«資産税の様式»

令和6年4月1日以降適用分

税 申告書(年分・年月日 相続開始分)に係る

付印

申告書の作成に関する計算事項等記載書面(資) 33の2①(資)

年 月 日 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話() -
書面作成に 係る税理士	氏 名	
	事務所の所在地	電話() -
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出	有() · 無	
依頼者 (複数人の 場合は別紙 に記載する こと)	氏名又は名称	
	住所又は事務所 の 所 在 地	電話() -
相続税の場合	被相続人の氏名	
	被相続人の住所	

私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。

1 提示を受けた書類等に関する事項

書類等(申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。)の名称	左記の書類等以外の書類等

2 自ら作成記入した書類等に関する事項

書 類 等 の 名 称	作成記入の基礎となった書類等

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・	・	・	・

(1/4)

令和5年7月
第 1 号

税理士専門官だより

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2026年12月末

「税理士等情報せん」はこうして活用されます！

「税理士法違反行為」を把握した場合は、「税理士等情報せん」を作成願います（違反行為の「疑い」も含みます。）。

私たち税理士専門官は、皆さんから寄せられた「税理士等情報せん」を端緒に、税理士法違反行為が疑われる税理士や、にせ税理士に対し、税理士法に基づく調査を実施し、特に悪質なものについては、懲戒処分や刑事告発を行っています。

★ 税理士やにせ税理士に対する調査の流れ



主な税理士法違反行為

脱税相談等をした場合の懲戒

【法45条】

- ・脱税相談、指示等

- ・事実に反することを知りながら、正しくない内容の申告書を作成

信用失墜行為の禁止

【法37条】

- ・税理士本人（税理士が代表者である法人を含む）の脱税、申告漏れ等

- ・業務け怠 例：関与先の計算書類を預かったまま申告を怠り無申告とした

非税理士に対する名義貸しの禁止

【法37条の2】

- ・非税理士が作成した税務書類に署名押印

⇒いわゆる「にせ税理士」も要注意！

使用人等に対する監督義務

【法41条の2】

- ・税理士事務所事務員が関与先の不正申告に加担していたことを看過

- ・税理士事務所事務員が税理士に無断で他人の申告書を作成

<税理士法違反行為を把握する場面の例>

- ◆ 調査、滞納整理事務
- ◆ 面接、電話、投書等による情報提供
- ◆ 申告書の收受（例：「控」の送付先が納税者、関与税理士ではない第三者の住所地である…なぜ？）

<証拠資料の具体例>



「税理士等情報せん」の
積極的な作成を
お願いします！

※1 税理士法違反行為の端緒を把握した際には、速やかに署課長補佐（非設置署にあっては総務係長）に連絡し、確認事項や必要な書類等を整理した上で確実に証拠を保全しましょう。

2 特に有効な情報収集を行った職員に対しては、功績者表彰を行っています。

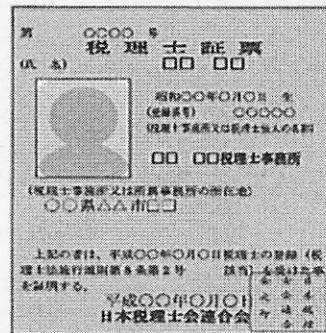
令和5年11月
第 2 号

税理士専門官だより

大 分 類	共通(法令・通達)
中 分 類	情報通信類
保 存 年 限 等	暦2026年12月末

「税理士証票」を確認していますか？

皆さんは、調査などの際に、税理士から名刺を受領するだけで、身分確認を済ませていませんか？



税理士ではない者が、調査に立ち会うことはできませんので、自身の証票を相手方に見せる際には、必ず「税理士証票」を確認してください。



税理士法第32条（税理士証票の提示）

税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

税理士証票を確認しなかつた場合（想定される違反行為）

例えば・・・

・税理士事務所の職員のみ又は記帳代行業者が、調査立会いを行っている⇒税理士法第52条(税理士業務の制限)「にせ税理士」違反

⇒ 2年以下の懲役又は百万円以下の罰金

※ 一方で、税理士が、にせ税理士に対して名義を貸している場合⇒税理士法第37条の2(非税理士に対する名義貸しの禁止)違反

⇒ 2年内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

・税理士ではない者が、税理士又は税理士事務所の名称入りの名刺を使用している⇒税理士法第53条(名称の使用制限)違反⇒ 百万円以下の罰金

・税理士が、懲戒処分期間中に税理士業務を行っている⇒税理士法第37条(信用失墜行為の禁止)違反⇒ 税理士業務の禁止



税理士事務所職員が行うことができる業務

税理士事務所職員が行うことができる業務は、伝票の整理、記帳業務、決算書の作成などの会計業務のほか、税理士が税理士業務を行う前に必要な資料の収集などの補助業務に限られます。

税理士事務所職員が、税理士の指導監督に服しない状況の中で、自らの判断で納税者からの税務相談に応じたり、申告書等の税務書類の作成や調査立会いを行っている場合は、「にせ税理士」として税理士法違反になります。

なお、税理士事務所職員に業務を任せきりにしていた税理士は、「使用人監督義務違反」として税理士法違反になります。



記帳代行業者が行うことができる業務

納税者によっては、会計業務を記帳代行業者に委託している場合があります。記帳代行業者の業務は、会計業務のみが許されており、たとえ無償であっても税理士業務(税務代理、税務書類の作成、税務相談)を行うことができません。

記帳代行業者が申告書を作成し、税理士が署名をしていた場合、例え税理士がその申告書の内容を確認していようと、記帳代行業者は、「にせ税理士」、税理士は「名義貸し」として、いずれも税理士法違反になります。



税理士法違反行為を把握したら…まず、税理士事務担当者に御一報ください。

税理士事務担当者 ⇒ 署：総務課課長補佐（非設置署は総務係長） 局：税理士係及び税理士専門官

- ・税務調査等の際、税務職員が「にせ税理士」に対しても、納税者に関する情報を漏えいする行為は、不適切な行為となりますので、注意してください。
- ・納税者の申告書の作成を依頼するなどして、税理士業務を行わせる行為